

1 地域がん登録とは

対象地域(都道府県単位)の居住者における全てのがんの情報を把握することにより、罹患状況や生存率等の実態を把握して、がん対策の評価等を行う仕組み。

【地域がん登録の法律上の位置づけ】

- 健康増進法第16条(2003年5月施行)
- がん対策基本法第17条2項(2006年6月公布)

※ 全国の地域がん登録実施状況 … 46道府県1市で実施(平成24年7月現在)

2 地域がん登録の目的

- がん罹患率の計測
- がん患者の受療状況の把握
- がん患者の生存率の計測
- がん予防、医療活動の企画・評価
- 診療活動、疫学研究の支援

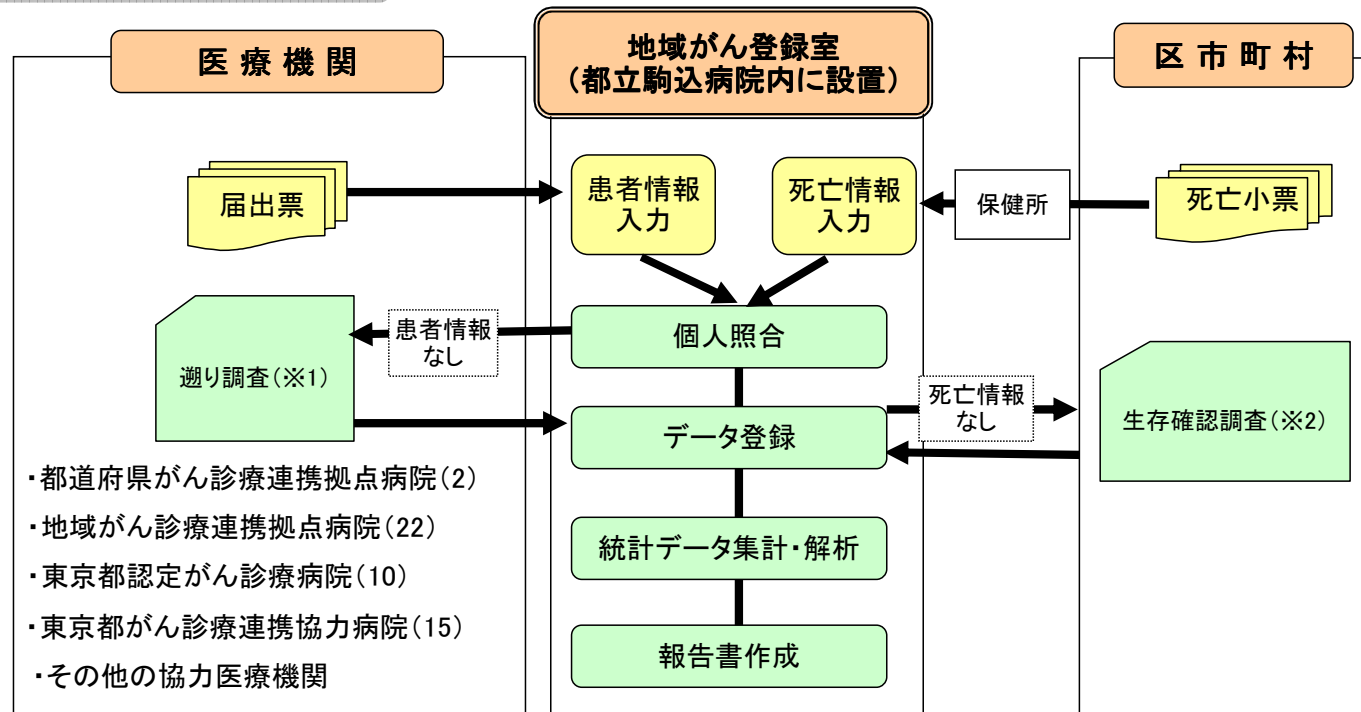
3 基本的な進め方

- 都立駒込病院内に地域がん登録室を設置(平成24年4月)
- 地域がん登録業務を開始(平成24年7月)
- 登録業務開始後、その他の業務*を段階的に開始
* 遡り調査、生存確認調査

スケジュール(案)

7月	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度以降			
	8月	9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月				
地域がん登録業務開始 (届出票収集・登録)	患者情報の届出・入力 死亡小票の収集・登録・照合																							
	実務担当者研修				実務担当者研修				実務担当者研修				実務担当者研修				実務担当者研修				実務担当者研修			
	運営委員会				運営委員会				運営委員会				運営委員会				運営委員会				運営委員会			
	● 年報作成				● 年報作成				● 年報作成				● 年報作成				● 年報作成				● 年報作成			
	報告書作成																							
	「遡り調査」の開始												「生存確認調査」の開始								都民向け普及啓発			

4 地域がん登録の仕組み



※1 遡り調査 死亡票で初めて確認されたがん患者について、情報の届出を医療機関に依頼する。(平成26年度から)

※2 生存確認調査 登録したがん患者のうち、一定期間経過後も死亡情報がない者については、住基情報による生死状況の確認を区市町村に依頼する。(平成27年度から)